（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費）支給変更決定通知書兼

様式第８号（第８条関係）

１）

利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

文書番号

 〒　　　-

 　　　　　　　 様

 年 月 日

印

 　　　　　　　酒田市長

　　　年　　月　　日に申請のありました（（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費）の支給変更）（及び）（利用者負担額減額・免除等の変更）について、（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第２２条（及び）法第２９条）（法第３４条）の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受給者証番　　　　号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 支給決定障害者（保護者）氏　名 |  |
| 変更年月日 |  | 支給決定に係る児童氏名 |  |
| 変更の内容 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |  |

受給者証を酒田市福祉課に提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

　　提出期限　　　年　　月　　日

不服申立て及び取消訴訟

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、山形県知事に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、酒田市を被告として（訴訟において酒田市を代表する者は酒田市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1)　審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。

　 (2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。